

---

プロジェクト 収益認識

項目 本日の検討の概要

---

### これまでの経緯

1. 2018年3月30日に公表した企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)第80項及び第156項においては、収益認識会計基準が適用される時(2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首)まで(準備期間を含む。)に開示及び表示に関連する事項を検討しているとしている。

### 本日の検討事項

2. 本日は、次の論点についてご審議いただくことを予定している。
  - (1) 注記事項の検討を進めるにあたっての基本的な考え方(審議(3)-2-1)
  - (2) 注記事項の検討—開示目的及び重要性(審議(3)-2-2)
3. なお、前項の資料に関連して第95回收益認識専門委員会で聞かれた意見については、審議(3)-3に記載している。

以 上

**別紙：収益認識会計基準が適用される時までに検討すべき事項**

1. 収益認識会計基準が適用される時（2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首）まで（準備期間を含む。）に検討すべき事項は次のとおりである。
  - (1) 開示及び表示に関連する事項
    - ① 注記事項
    - ② 表示
      - 収益の表示科目
      - 収益と金融要素の影響（受取利息又は支払利息）の区分表示
      - 契約資産と債権の区分表示
    - ③ 注記の記載場所
    - ④ 工事契約に関する注記事項
    - ⑤ 個別財務諸表及び四半期財務諸表の開示の取扱い
2. また、収益認識会計基準第96項において、「本会計基準の実務への適用を検討する過程で、本会計基準における定めが明確であるものの、これに従った処理を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者により識別され、その旨当委員会に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの要否を当委員会において判断することとした。」としている。

以 上